

(案)

空家等相談体制強化検討部会設置要綱

制定 令和6年 月 日 建住政第 号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の相談体制強化を進めるにあたり、専門の事項を協議するため横浜市空家等対策協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第7条第1項に基づく部会として設置する、空家等相談体制強化検討部会（以下「部会」という。）について、運営要綱に定めるものの他、部会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第2条 部会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 空家等の相談体制強化方針
- (2) その他必要な事項

(部会委員)

第3条 部会の委員は、横浜市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員又は調査審議に必要と考えられる者の中から会長が指名する者をもって組織する。

- 2 部会は、委員のほかに、オブザーバーとして、関係機関及び関係団体の職員等に参加を求めることができる。
- 3 委員は、空家等の相談体制強化方針に関する検討終了をもって解嘱するものとする。

(部会委員の責務)

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、部会を通じて知り得た情報を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市又は部会が公表した情報については、この限りではない。

(部会長)

第5条 部会は、部会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 部会長は部会を代表し、会務を掌理する。
- 3 部会の会議は、会長の指示に応じ、部会長が招集する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、建築局住宅部住宅政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。